## これまでに意見のあった事項

- ※ 本資料は、12月18日に提示した資料に、12月18日の委員間討議で出された意見及び意見シートで提出された意見を反映させたものである。
- ※ 本日は、本資料を基に、提言書に反映する項目を決定していきたい。

### (参考) 当初予定していた提言の方向性

# 第2回会議(令和5年8月2日実施)

#### 方向性

- すべての子ども達を対象に、新型コロナウイルス感染症による影響について、調査を行う。
- 特別に支援を必要とする子どもたちに焦点を当て、子どもの貧困を切り口 に調査を行う。
- 子ども医療費について、各市町県内の現状について、調査を行う。

#### 調查手法

執行部からの聴き取り、有識者の意見聴取、関係者からの聴き取りを行う。

### 最終目標

- 子どもに直接届くような子ども施策に関する提言を行う。
- ・ 子ども条例改正に向けた提言を県に対して行う。

#### 1 総論

#### ■ 子どもに関する施策の在り方

・ 子どもに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、長期的な視点 を持つとともに、より適切な数値目標を設定して行うこと。

#### ■ 財源の確保

・ 子どもに関する施策の財源を確保するため、法人県民税の超過課税に係る 三重県子ども基金の配分について、その配分率を検討すること。

### 2 三重県子ども条例

- ・ 三重県子ども条例(平成23年三重県条例第5号)を改正するに当たって は、以下の項目について検討を加えること。
  - (1) 子どもの権利の保障を目的とした条例にすること。また、子どもの権利 について明示すること。
  - (2) 「子ども」の定義について、「18 歳未満の者」に限定せず、条例改正の趣旨を踏まえ、適切なものに見直すこと。
  - (3) 近年の子どもを取り巻く社会情勢の変化及び課題について言及すること。
  - (4) 子どもの参画を得て改正手続を進めること。
  - (5) それぞれの主体に係る役割を共通した認識の下で果たせるよう、それらの役割の対象及び内容について明確化するとともに、求める施策等について具体的な取組例を含めながら丁寧に県民に説明すること。

# 3 子どもの権利

- ・ 子どもの権利が尊重される社会の実現に向け、子どもたちが意見表明する 機会を設けるとともに、立場が弱い子どもたちの意見を代弁するアドボケイトの更なる充実を図ること。
- 子どもの権利が侵害された際に救済する仕組みを検討すること。

#### 4 コロナ禍において実施された施策

#### (問題意識)

・ コロナ禍において実施された休校等の施策について十分な検証ができて おらず、今後同様の事案が発生した際に場当たり的な対応となるおそれが ある。

### (提言事項案)

- ・ 今後同様の事案が発生した際の施策の策定及び実施に生かすことができるよう、コロナ禍において実施された施策に係る効果及び弊害について十分に検証すること。
- ・ 上記の検証をするに当たっては、感染症の専門家のほか、子どもの発達に 関する専門家の意見も反映させること。

#### 5 不登校状態にある子どもたち

#### (問題意識)

・ 不登校児童生徒の数が過去最多となっている中では、多様な学びの場の保 障等、不登校状態にある子どもたちを丁寧に支援することが求められる。

#### (提言事項案)

- ・ 不登校状態にある子どもたちに対して、多様な学びの場を保障するため、 必要な情報を提供するとともに、フリースクール等で学ぶ子どもたちへの 支援の充実その他の必要な施策を講じること。また、スクールカウンセラー (SC) 及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置拡充、校内教育支援 センターの設置をはじめとする不登校支援に取り組むこと。(12 月申入れ事 項)
- ・ 不登校状態になる前段階を含め子どもたちの SOS を察知し、個々の具体 的な課題に対して迅速に対応できるよう、SC や SSW の支援体制の充実や関 係者の連携協力体制を進め、きめ細かなアウトリーチ型支援及びプッシュ 型支援を強力に推進すること。
- ・ 不登校支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、フリースクールの 関係者、不登校状態にある生徒及びその保護者の意見を反映させること。

#### 6 学校及び地域における体験活動の機会

#### (問題意識)

・ 体験活動の機会が、新型コロナウイルス感染症の影響、市場経済の中での サービス化等により減少しており、体験格差と呼ばれる事態が生じている。

#### (提言事項案)

・ 学校及び地域において、体験活動の機会の更なる充実を図るとともに、全 ての子どもたちにその機会が提供できるよう、必要な施策を講じること。 (12 月申入れ事項)

### 7 子どもの貧困

### (問題意識)

・ 貧困世帯の子どもたちは、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあり、それは大人になってからの生活水準や就労状況にも影響を及ぼしている

### (提言事項案)

- ・ 貧困世帯の子どもたちの学習の機会を十分に確保するため、市町と連携しながら、学習支援の充実を図るとともに、家庭への経済的負担の軽減など放課後児童クラブに通うことを可能とするための支援を行うこと。(12 月申入れ事項)
- ・ 体験活動の機会を充実させ、子どもたちにその機会を提供するに当たって は、貧困世帯に対する周知及び参加方法について配慮すること。(12月申入 れ事項)

### 8 子どもの居場所づくり

#### (問題意識)

・ 家庭及び学校の状況によっては、そのいずれの居場所においても心の平穏 を感じることができない子どもたちがおり、家庭及び学校に代わる子ども たちが安全・安心に過ごせる居場所が求められている。また、中学生、高校 生をはじめとする各世代のニーズに対応した子どもの居場所の提供が求め られている。

### (提言事項案)

・ 家庭及び学校に代わる子どもの居場所づくりを行う者に対して、更なる支援を行うこと。

# 9 ヤングケアラー

#### (問題意識)

ヤングケアラーの現状を十分に把握できていない。

### (提言事項案)

・ 現状把握のため、学校と連携して調査を実施し、必要に応じてヤングケアラーの支援に係る条例の制定も視野に入れながら支援策を検討すること。

### 10 特別に支援を必要とする子どもたちへの支援

#### (問題意識)

・ 特別に支援を必要とする子どもたち(発達に課題のある子ども及び外国に ルーツのある子ども)の増加に対して、支援が追いついていない。

### (提言事項案)

・ 発達に課題のある子ども及び外国にルーツのある子どもが、十分な教育を 受けられるよう必要な施策を講じること。

### 11 子ども医療費

#### (問題意識)

・ 子ども医療費助成制度については、実施主体は、市町であり、市町によって、対象者の範囲及び所得制限に差がある。現物給付(窓口無料化)の対象者の範囲についても差があり、十分な医療を子どもたちが受けられていない現状がある。

#### (提言事項案)

・ 子ども医療費の現物給付(窓口無料化)に向けた必要な検討を進めること。

#### 12 給食無償化

・ 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちに食の安全・安心及び栄養バランスの取れた良質な給食を提供することは、子どもたちの心身の健やかな成長につながることから、学校給食の無償化を検討すること。

(上記意見のほか、下記の意見もあり)

- ・ 給食無償化については、本来国が制度化すべきものである。 (参考) 国へ意見書を提出する方法も考えられる。
- ・ 制度や財源の在り方も含め三重県で先行して実施するのか慎重に検討 する必要がある。

### 13 幼保小連携

・ 県内市町の幼保小連携の取組が更に推進されるように必要な支援を行う こと。とりわけ、発達課題のある子どもたちの受入れが円滑に進むよう、ま た、幼保小のみならず、中高まで一体的に連携が取れるよう必要な施策を検 討すること。

#### 14 児童虐待

- ・ 近年増加する児童への虐待事案を踏まえ、市町との連携体制強化を図るため、具体的な連携方法について、明確にすること。
- ・ 桑名市の認定こども園における児童への不適切保育事案について、その原因を十分に検証すること。

#### 15 その他

- 非認知能力育成への効果的な支援策を検討すること。
- ・ スマートフォンの活用について、その危険性や適正な使用頻度を周知する とともに、サイバー犯罪から子どもたちを守るため、情報モラルの教育を推 進すること。
- ・ 教職員不足の要因の一つとなっている過重労働を解消するため、教職員の 業務負担の改善に取り組むこと。

# 〔論点〕

# 議会として各種取組の数値目標を提案するか。

(留意すべき点)

- ・ 提案する数値目標の内容が、実際に県で把握できる内容なのか。
- ・ 提示する数値目標について、議会として明確な根拠を示すことができるか。
- ・ 数値目標の達成状況について、その検証及び評価を議会としてどのように 行うのか。